

回避可能費用に係る 激変緩和措置の取扱い

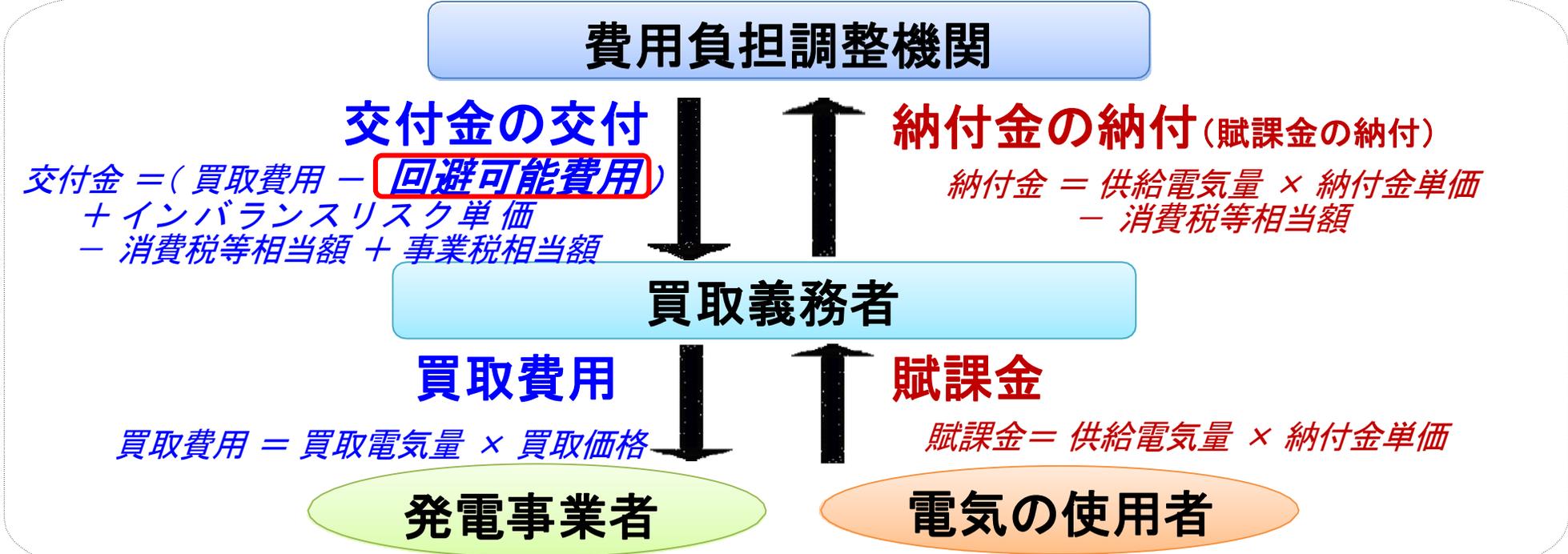
2020年10月26日

資源エネルギー庁

FIT制度における回避可能費用の考え方

- FIT制度において、買取義務者に対して支払われる交付金の額は、調達価格での買取費用から回避可能費用を差し引いて算定されている。
- 回避可能費用は、FIT電気の買取りを行わなかったとした場合に、当該FIT電気に相当する量の電気の発電や調達に要する費用であり、2016年の小売全面自由化を踏まえ、原則として市場価格に連動して算定することとされている。
- 他方、2016年度までにFIT認定を受けた小売買取分については、現在、回避可能費用の算定にあたり、激変緩和措置が適用されており市場価格連動となっていない。

【FIT制度における交付金・納付金の流れ】



(参考) 回避可能費用単価の算定方法

改正FIT法による制度改正について(2017年3月) より抜粋(一部修正)

時期等	回避可能費用単価の算定方法	備考
(1) 2012年度・2013年度 認定分 (小売買取)	全電源平均可変費単価	激変緩和措置 (2020年度末まで一定の条件を満たせば維持可能) ※激変緩和措置の対象外となる場合は、(3)の方式で算定
(2) 2014年度・2015年度 認定分 (小売買取)	①全電源平均可変費単価 + 全電源平均固定費単価 ②火力平均可変費単価 の組み合わせ ※①：太陽光、風力、水力の供給力計上した分 + 地熱、バイオマス ※②：太陽光、風力、水力の供給力計上していない部分	
(3) 2016年度～ (小売買取)	スポット市場価格 + 時間前市場価格の加重平均 (30分単位)	2021年度以降、小売買取分はこの方法に一本化
(4) 2017年度～ (新FIT法、送配電買取)	スポット市場価格 (30分単位)	送配電買取の対象はすべてこの方法

激変緩和措置の導入経緯

- 2016年度まで、回避可能費用については、垂直一貫体制を前提として、FIT電気の調達により、旧一般電気事業者が火力等の自社電源を調整することによる費用として算定することとしていた。同算定に基づく回避可能費用は、小売電気事業に参入していた新電力(※)の買取分にも適用された。
- その後、2016年度の小売全面自由化を受け、回避可能費用については、原則として市場価格に連動する方式に移行することとされた。
- 他方、既存買取契約への影響に鑑み、2015年度までの認定案件に係るFIT電気の調達に係る回避可能費用については、2020年度末までの5年間の激変緩和措置を講ずることとした。

(※) 旧一般電気事業者を除く、小売電気事業者

第12回新エネルギー小委員会(2015年6月24日)資料1より抜粋

小売全面自由化後における回避可能費用の算定方法見直しの必要性

- 回避可能費用の算定方法について、現行ルールは、垂直一貫体制を前提として、再生可能エネルギー電気の調達が増加することにより、買取義務者である一般電気事業者が自社電源を調整する(短期的な焚き減らしから長期的な電源構成まで含む)ことを前提として回避可能費用を算定し、その結果を加重平均することにより、同じく買取義務者である新電力及び特定電気事業者の回避可能費用を算定するという構成を採用している。
- 小売全面自由化後は、①事業者概念が変わり、ライセンス制の導入により垂直一貫体制がなくなる、②経過措置があるものの、総括原価方式が廃止され、発電原価の算定が困難となる、③卸電力市場の活性化が期待され、制度上もインバランス料金が市場価格連動となる、等の変化が生じる。
- したがって、小売全面自由化後の回避可能費用の算定方法については、自由化後の買取義務者である小売電気事業者による電気の調達実態に合わせ、回避可能費用の算定方法の考え方そのものを再設定すべきではないかとの前提で議論を行った。

本日御確認いただきたい点について

- 小売全面自由化の下では、回避可能費用は市場価格連動とすることが原則。そのため、激変緩和措置は、速やかに終了することが基本方針であり、導入時の審議会における議論や法令上の規定などの経緯を踏まえ、以下の観点から検証したところ、措置を存続すべき合理的根拠はなく終了が妥当と考えられる。
 - (1) 激変緩和措置の終了時期に係る予見可能性
 - ✓ 激変緩和措置は、導入当初から5年後の2020年度末までの措置とされており、終了について十分予見可能であったと考えられる。また、措置期間中に小売電気事業者は、回避可能費用の見直しに伴う採算性の変動分を電気料金に反映させる機会が十分にあったと考えられる。
 - (2) 卸電力取引市場の状況（小売の販売電力の調達状況や取引価格の水準）
 - ✓ 新電力の販売電力量について、卸電力取引市場を通じた電力調達の割合は増加傾向にあり、市場価格連動とすることは合理的である。
 - ✓ 卸電力取引市場の売買取引の価格は、近年低下傾向を示しており、回避可能費用単価について、激変緩和措置水準と市場価格連動の水準の差が縮小している。
- 上記を踏まえ、激変緩和措置について2020年度末に予定通り終了し、2021年度以降は市場価格連動に移行することを御確認頂きたい。

(参考) 激変緩和措置導入時の議論や法令上の規定等の経緯

(1) 激変緩和措置の終了時期に係る予見可能性

【第12回新エネルギー小委(2015年6月24日)資料1 (参考) 激変緩和措置の導入当初のイメージ】

- 中長期的には、(現行の回避可能費用の考え方の前提となる) 総括原価方式も廃止される中で、事業者が既存小売契約の見直しを行うことと合わせ、**本来であれば、速やかに 既存案件の回避可能費用も市場連動に移行すべき**との意見が多数であった。
- 他方、**既存買取契約への影響(主に新電力の観点)を鑑みて、小売事業者が回避可能費用の見直しに伴う採算性の変動分を電気料金に反映させる期間として、一定の激変緩和措置を講ずる方向**となった(具体的には、当面の間(例えば**5年程度**。遅くとも経過措置料金の廃止まで)、現状の回避可能費用を適用する)。

(2) 法令上の規定(卸電力取引市場における売買取引の価格の動向)

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経産省令第46号)

附則

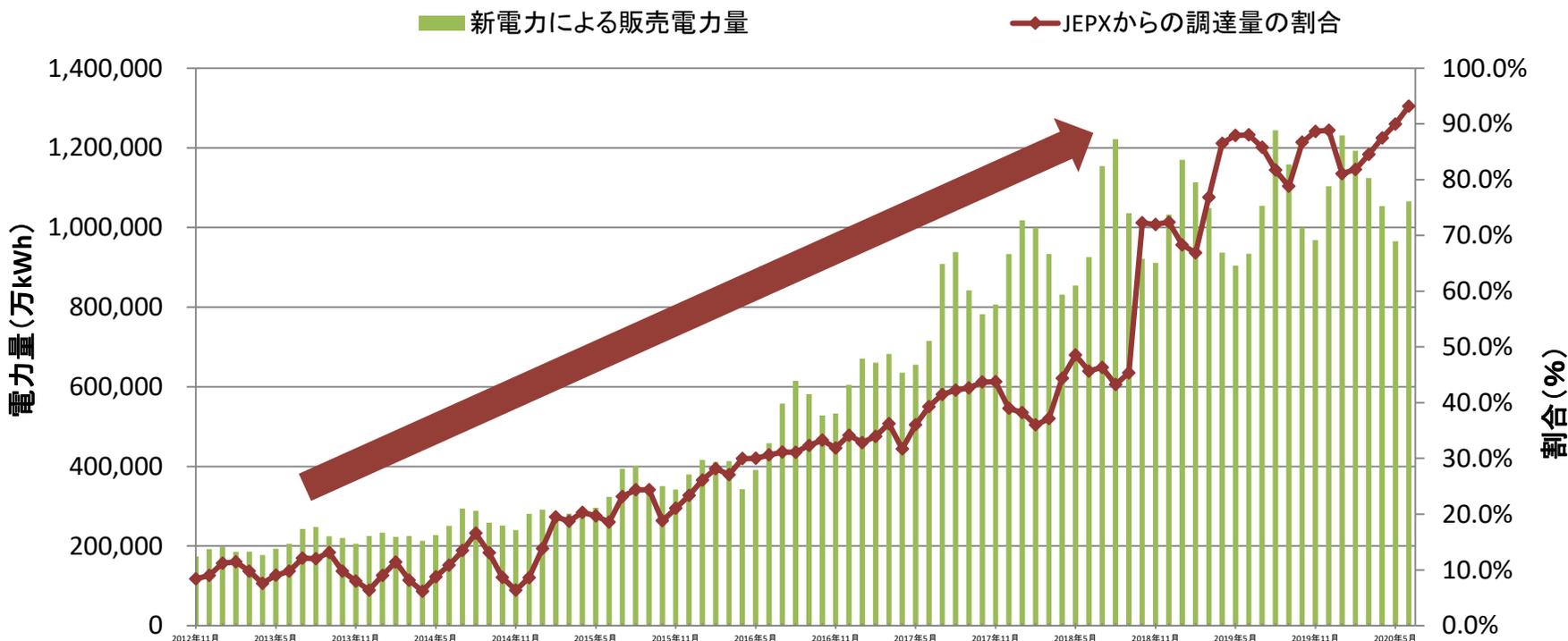
第十四条 令和三年四月一日以降の回避可能費用の算定方法については、令和二年度までに、**卸電力取引市場**(電気事業法第九十八条第一号に規定する卸電力取引市場をいう。) **における売買取引の価格の動向等**を踏まえ、検討するものとする。

(参考) 卸電力取引市場の状況①

- 新電力による販売電力量について、卸電力取引市場を通じた電力調達が占める割合は、増加傾向を示している。

新電力の電力調達の状況 (2012年11月～2020年6月)

電力・ガス取引監視等委員会第50回制度設計専門会合
(2020年9月8日) 資料7より抜粋 (一部加工)



※新電力による販売電力量に占めるJEPXからの調達量の比率：

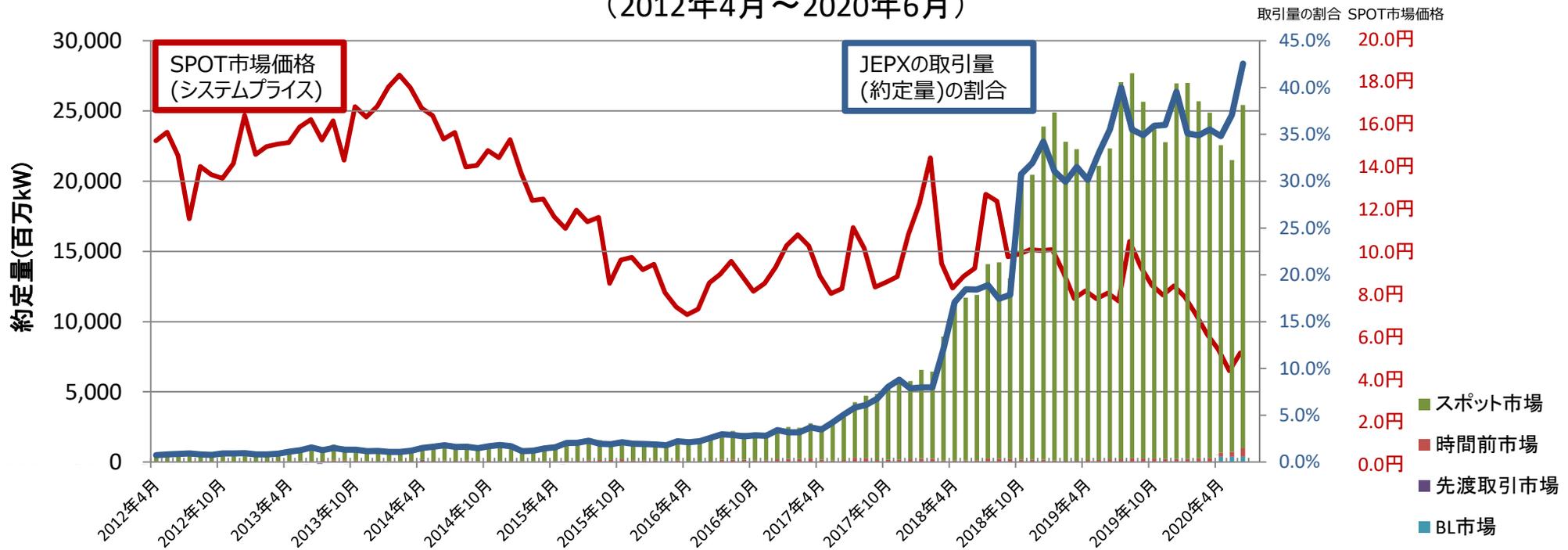
分母は、「新電力による販売電力量」、分子は、「卸市場（スポット、時間前、先渡し）における、新電力による買い約定量の合計量」として算出。
(同一事業者が、同一コマにおいて売買両方の約定をしている場合もあるが、その場合も、買い約定量のそのまま使用)

(参考) 卸電力取引市場の状況②

- 卸電力取引市場におけるスポット市場のシステムプライスは、**2016年6月以降上昇下落を繰り返しながら推移**している。
- 日本の電力需要に対するJEPX取引量（約定量）の比率は、2020年6月時点で**42.6%**となっており、**約定量、取引量シェアとも年々増加**している。

電力・ガス取引監視等委員会第50回制度設計専門会合
(2020年9月8日) 資料7より抜粋 (一部加工)

JEPX取引量(約定量)と割合の推移 (2012年4月～2020年6月)

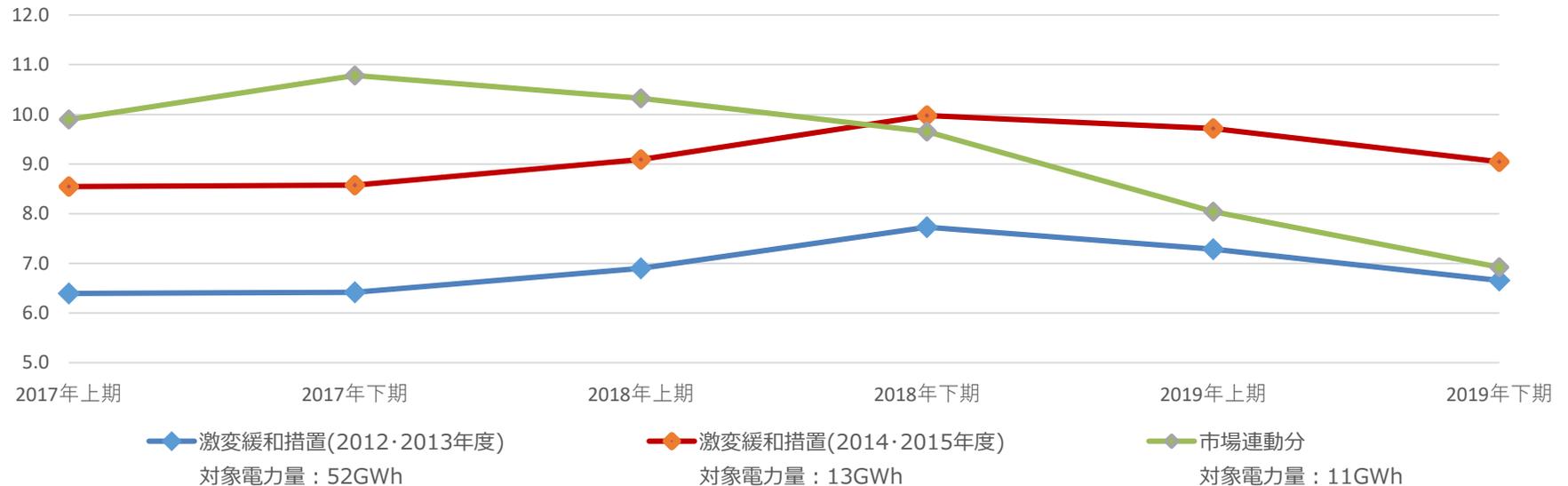


(参考) 回避可能費用単価の推移

- 回避可能費用の年度平均単価について、市場価格連動と激変緩和措置（全電源平均可変費単価）の差は、**2017年度には4円程度**であったところ、**2019年度には、0.5円程度まで縮小**している。

< 回避可能費用単価の推移 >

※交付金の額は、調達価格での買取費用から回避可能費用を差し引いて算定されるため、**回避可能費用単価が低いと国民負担は増加**する。



< 回避可能費用の年度平均単価（円/kWh） >

	激変緩和措置（2012・2013年度） 全電源平均可変費単価	激変緩和措置（2014・2015年度） ①全電源平均可変費単価＋全電源平均固定費単価 ②火力平均可変費単価の組み合わせ	市場価格連動
2017年度	6.41円	8.56円	10.32円
2018年度	7.26円	9.47円	10.02円
2019年度	7.01円	9.43円	7.53円